

広島県農林水産振興資金特別会計条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二号

広島県農林水産振興資金特別会計条例

(設置)

第一条 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号)第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号。次条において「旧農業改良資金助成法」という。

第三十条に規定する事業及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号。次条において「就農促進特別措置法」という。)第十九条第一項に規定する貸付事業に係る経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第十二条第一項の規定により特別会計を設けて行うこととされている同法第三条第一項に規定する事業の経理並びに林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十三条第一項の規定により特別会計を設けて行うこととされている同法第三条第一項及び第二項に規定する事業の経理は、前項の特別会計において併せて行うものとする。

(歳入及び歳出)

第二条 前条第一項に規定する経理に係る特別会計においては、繰越金、一般会計からの繰入金、旧農業改良資金助成法第十二条第二項に規定する貸付金等及び就農促進特別措置法第十八条第一項に規定する資金の償還金(旧農業改良資金助成法第十一条の規定による違約金を含む。)並びに附属諸収入をもって歳入とし、国への償還金、一般会計への繰出金その他の諸支出をもって歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に農林水産振興資金特別会計に属する権利及び義務は、第一条第一項の特別会計に帰属するものとする。